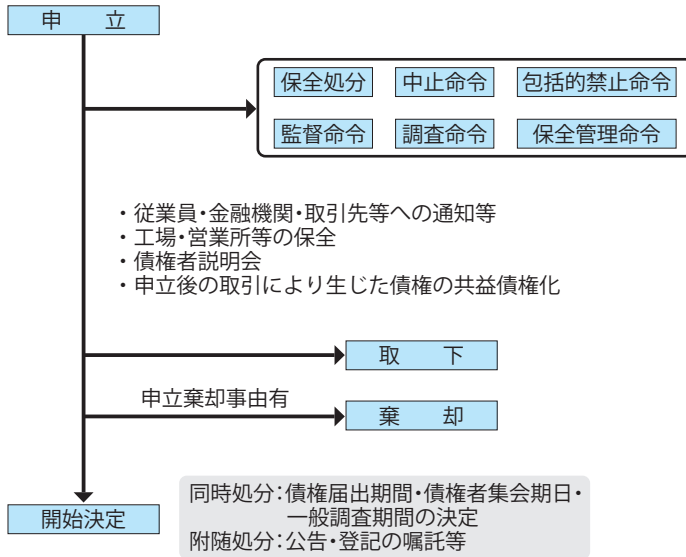


第2章

再生手続開始の申立

再生手続の申立から開始決定まで



第1節 再生手続開始の申立手続

(定義)

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 再生債務者 経済的に窮境にある債務者であって、その者について、再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものをいう。(以下省略)

1 再生手続の対象

(1) 原則

民事再生手続の対象となり得る債務者は、自然人、個人事業者といった個人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社などの会社、さらに、会社以外の法人（宗教法人、医療

法人、学校法人等）を広く含み、対象となり得る債務者の範囲について制約がありません（2条1号）。

用語

自然人

生きている個人としての人間。肉体を持つ人間のことです。

法人

自然人以外で、法律上、権利義務の主体となることが認められているもののことです。

(2) 外国人・外国法人の場合

(外国人の地位)

第3条

外国人又は外国法人は、再生手続に関し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

外国人・外国法人も、その国籍・設立準拠法を問わず、日本の民事再生法を利用して再生手続の申立ができます（内外人平等主義・3条）。

用語

設立準拠法

法人が設立するときどの国（州）の法律に基づいているかの問題です。日本の会社法に基づいて設立された会社であれば設立準拠法は日本法となります。

内外人平等主義

その外国人の本国法の規定にかかわらず、日本の裁判権に服する外国人すべてに日本人と同じ権利を認める考え方のことです。破産法・民事再生法では、日本の裁判権に服する外国人は誰でも破産手続開始・再生手続開始を申し立てることができます。

相互主義

外国人に権利を認める場合、その外国人の本国が日本人に同様の権利を認めている場合のみ外国人に同様の権利を認める考え方のことです。

(再生手続開始の申立て)

第21条

債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができます。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

②前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができます。

(破産手続開始等の申立義務と再生手続開始の申立て)

第22条

他の法律の規定により法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産手

続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、再生手続開始の申立てをすることを妨げない。

(外国管財人の権限等)

第209条

外国管財人は、第21条第1項前段に規定する場合には、再生債務者について再生手続開始の申立てをすることができる。この場合における第33条第1項の規定の適用については、同項中「第21条」とあるのは、「第209条第1項前段」とする。

②～④（省略）

2 再生手続開始原因

民事再生手続は、①債務者に破産の原因たる事実の生じるおそれがあるとき、または②事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときに、開始することができます。

このうち、①「債務者に破産の原因たる事実の生じるおそれがある」場合とは、破産手続開始原因、具体的には支払不能のおそれがあること、または法人について債務超過のおそれがあることをいいます。民事再生法の前身に相当する和議法が破産手続開始原因をそのまま手続開始原因としていたところ、破産手続開始原因が生じた後では再建には遅すぎるという批判があったことを受けて、開始原因を緩和したものです。

また、②「事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない」場合とは、債務者が債務を弁済し、あるいはそのために資金を調達しようとするれば、事業の継続に重大な支障を生じるような場合を指します。

このように、要件を緩和することで、経済的な傷の浅い段階で再生手続を開始することが可能になり、事業・生活の再生をより容易にしようとしているのです。

再生手続開始原因

①債務者に破産の原因たる事実の生じるおそれがあること
(21条1項前段)



・支払不能のおそれ
(自然人・法人共通)
・債務超過のおそれ
(法人のみ)

②事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないこと
(21条1項後段)

破産手続開始原因

用語

破産手続を開始するための積極的要件として破産法が定めるもの。これが存在しない場合は破産手続開始申立をしても棄却ないし却下されます。

破産手続開始原因は、①支払不能（破産法15条1項）②債務超過（同16条1項、2項、223条）の2つです。その他「支払不能」を推定させる事実として「支払停止」があります（同15条2項）。

支払不能という「弁済能力の欠乏」とは、財産・収入・信用いずれをとっても債務を支払う能力がない状態のことです。たとえ財産があっても換価が困難であれば支払不能となりますし、逆に財産がなくとも信用や収入による弁済能力があれば支払不能とはな

りません。また、「一般的」とは、資力全体からみて総債務の弁済能力が欠けていることを意味します。特定の債務についてのみ弁済を行っていても総債務について弁済能力がなければ支払不能となります。「継続的」とは、一時的に手元資金が不足しているのみの場合を排除するという意味です。

「客観的状态」とは、債務者が主観的に弁済不可能と判断したとしても支払不能とはならないし、逆に返済の見込みの立たない借入によって表面的には弁済能力を維持しているようにみえても客観的にみて弁済能力が欠けていれば支払不能とみなされるという意味です。

次に、支払停止における「外部に表示する債務者の行為」としては、具体的には不渡手形を出すこと、債務を今後払えない旨を債権者に通知すること、夜逃げ等が挙げられます。

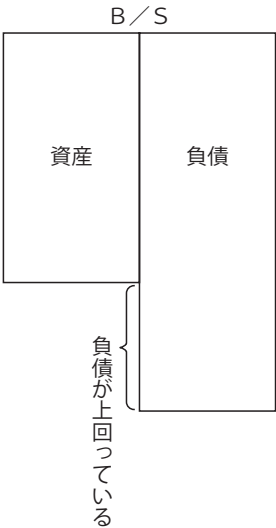
支払停止は、それ自体は破産手続開始原因ではありませんが、支払不能を推定させる事実となります。ここで「推定」とは、申立人が支払停止を証明すれば、支払不能の不存在が証明されない限り、支払不能と認められるということです。支払不能自体の立証は必ずしも容易でないことから、外形的な債務者の行為で推定することとしています。

債務超過は、債務者がその財産をもってその債務を完済できない状態、つまり負債が資産を上回っている状態のことです。資産の評価について、清算価値を基準とする場合と、継続企業価値を基準とする場合があります。民事再生手続は、このままでは破産という状況を前提とし、破産させたほうがよいか、事業を継続させたほうがよいかを債権者が合理的に判断する場面ですので、破産した場合、すなわち、清算価値を基準にして債務超過となっているかどうかの情報が決め手となります。

破産手続開始原因

支 払 不 能	・ 弁済能力の欠乏のために債務者が弁済期の到来した債務を一般的かつ継続的に弁済することのできない客観的状态 ・ 自然人・法人共通の破産原因
(支払停止)	・ 弁済能力の欠乏のために債務者が弁済期の到来した債務を一般的かつ継続的に弁済することのできない旨を外部に表示する債務者の行為 ・ これを立証すれば支払不能と推定される ・ 独自の破産手続開始原因ではない。
債 務 超 過	・ 負債が資産を上回っている状態 ・ 法人・相続財産の破産手続開始原因

債務超過とは



3 申立権者

再生手続の申立権者は、債務者および債権者です（21条）。破産法と異なり、個々の取締役・理事には申立権はありません。また、会社更生法と異なり株主の申立権也没有ありません。

(1) 債務者

債務者が法人の場合、個々の取締役・理事には申立権はありませんので、再生手続申立にあたっては、代表取締役等の代表権を有する者が、取締役会決議等の通常的意思決定手続を経たうえで申立をする必要があります。

なお、法人の理事、清算人等は右に示した場合、破産手続開始または特別清算の申立義務を負いますが、この場合でも、法人の再建を期待して民事再生手続を申し立てることは可能です（22条）。

破産・特別清算の申立義務がある者

債務超過状態にある

- ・民法上の法人の理事(旧民法)
- ・清算中の民法上の法人の清算人(旧民法)
- ・清算株式会社・清算持分会社の清算人(会社法484条1項、656条)

特別清算申立義務者

清算の遂行に著しい支障をきたすべき事情があるか、または債務超過の疑いのある清算株式会社の清算人(会社法510条)

(2) 債権者

再生債務者に対して債権を有する者であれば、金額、履行期到来の有無、条件付債権であるか否かを問わず申立をすることができます。また、別除権者（53条）、一般優先債権者などのように、再生手続によらないで権利行使ができる債権者であっても、申立権を有すると解するのが通説です。

ただし、債権者が申立権を有するのは再生手続開始原因のうち「債務者に破産手続開始の原因となる事実の生じるおそれがあるとき」のみであることに注意を要します。

申立権者の各法比較

	債務者	債権者	株主	理事・取締役・清算人等
民事再生	○	○ (破産手続開始原因が生じるおそれがある場合のみ＝21条2項)	×	○ (ただし、破産・特別清算の申立義務ある場合のみ＝22条)
会社更生	○ (ただし、株式会社のみ)	○ (ただし、資本の10分の1以上の債権を持つ債権者のみ＝会社更生法17条1項)	○ (ただし、資本の10分の1以上の債権を持つ債権者のみ＝会社更生法17条2項)	○ (ただし、破産・特別清算の申立義務ある場合のみ＝会社更生法18条)
破産	○ (破産法18条)	○ (破産法18条)	×	○ (破産法19条)

4 管轄

(再生事件の管轄)

第5条

再生事件は、再生債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

(専属管轄)

第6条

この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(1) 原則的土地管轄

民事再生手続の土地管轄は、原則として次の表のとおりです（5条1項）。

原則的土地管轄

再生債務者が営業者	再生債務者の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所
再生債務者の主たる営業所が外国にあるとき	再生債務者の日本における主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所
再生債務者が営業者でないとき、または営業所を有しないとき	再生債務者の普通裁判籍を管轄する地方裁判所

なお、民事再生法の定める管轄は専属管轄（民事訴訟法13条1項、20条）であり、本法で定める管轄以外の裁判所に当事者の意思で管轄権を設定するようなことは認められないのが建前です（6条）。ただし、裁判所によっては管轄について柔軟な対応をしているところもあるようです。

管轄

用語

裁判所は最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所といったように多段階に分かれており、また同じ段階の裁判所が地域ごとに多数存在しています。この多数ある裁判所のうちの裁判所で裁判が行われるかの問題を管轄といいます。

土地管轄

全国に多数存在する同種類の裁判所のうち、どの裁判所が裁判権を行使するかの問題のことです。

普通裁判籍

事件と裁判所の管轄を結びつける地点のことを「裁判籍」といい、「裁判籍」のうち、事件の内容・性質に関係なく一般的に認められる裁判籍のことを普通裁判籍といいます。普通裁判籍は、①住所、②日本国内に住所がないとき、または住所が知れないときは居所、③日本国内に居所がないとき、または居所が知れないときは最後の居所となります（民事訴訟法4条2項）。